

軽米町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に係る経済的負担を軽減し、地域における少子化対策に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、予算の範囲内で住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部を補助することに関し、軽米町補助金交付規則（昭和44年輕米町規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に町内に住宅を購入又は賃借して居住する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては、住宅手当相当額を除く。
- (3) 引越費用 婚姻に伴い引っ越しをする際に、引越業者又は運送業者への支払いに要した費用をいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻に伴い居住する住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等に要した費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、家電等の購入・設置に係る費用は除く。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。
- (6) 継続補助世帯 令和6年度において軽米町新婚生活支援事業補助金交付要綱に基づき交付決定を受けており、かつその金額が上限に達していない世帯をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 対象となる住居が軽米町内にあり、申請時に夫婦双方又は一方の住所が当該住宅の住所地で住民登録されていること。
- (2) 夫婦ともに婚姻届を提出し、受理された日における年齢が50歳以下であること。
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。ただし、継続補助世帯は除く。
- (5) 新婚世帯が町税を滞納していないこと。
- (6) 県又は町が実施する家事育児参加促進講座等に参加する意思があること。
- (7) 夫婦ともに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、住居費（補助金の交付を申請する日において現に居住している住宅に係る経費に限る。）、引越費用及びリフォーム費用とする。ただし、継続補助世帯については、住居費及び引越費用を対象とする。

2 補助対象経費の算定対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、継続補助世帯においても同様とする。ただし、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、婚姻届を提出し、受理された日における年齢が夫婦ともに29歳以下の場合、1世帯当たり60万円を上限とする。

2 継続補助世帯においては、前項の上限額から令和6年度における交付決定額を差し引いた額を上限とする。

3 前2項に規定する補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 29歳以下の世帯にあつては、婚姻を機に始める新生活に必要な経費として、前項に規定する額に10万円を上乗せして給付する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、軽米町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類又はその写しを添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 夫婦の住民票の写し
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (3) 夫婦の所得・課税証明書（婚姻に伴い夫婦の双方又は一方が離職又は転職した場合にあっては、離職又は転職した月の翌月における夫婦の収入を示す書類の写し及び離職票又はこれに代わるものの写し）
- (4) 夫婦の町税等納税証明書
- (5) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類（貸与型奨学金返済を行っている場合に限る。）
- (6) 住宅の工事請負、売買又は賃貸借に係る契約書の写し
- (7) 住居費の領収書の写し
- (8) 引越費用の領収書の写し
- (9) リフォーム費用の領収書の写し
- (10) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 継続補助世帯については、補助対象経費を確認できる領収書等の提出を持って、申請書の提出があったとみなすこととする。

3 町長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、軽米町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第7条 申請者は、申請内容に変更が生じるときは、速やかに軽米町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、軽米町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第8条 申請者は、第6条第3項又は前条第2項の通知書を受けたときは、速やかに軽米町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、軽米町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 申請者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けている場合は、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第11条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、申請者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 申請者は、前項の報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(効力の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。